

行財政改革の取組状況についてお知らせします

市では、次世代に重い負担を強いることのない持続可能な財政運営を実現するため、平成 26 年 4 月に行財政改革の指針である「出雲市行財政改革大綱」と、具体的な取組項目や目標額等を定めた「出雲市行財政改革第 1 期実施計画（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）」を策定し、行財政改革の取組を進めています。

1. 出雲市行財政改革第 1 期実施計画に係る取組の進捗状況及び成果

事務事業や補助金・負担金等の見直し、公共施設の民間譲渡等、使用料・手数料の見直し、外郭団体への関与の見直し、職員人件費の抑制や市有財産の売却などにより、財政効果見込額は、4 年間の目標額 51 億 4,350 万円に対し、63 億 1,640 万円となりました。

これまでの取組の効果等により、財政健全化指標の一つである実質公債費比率（※ 1）（3 か年平均）が、平成 28 年度決算において、市債の発行許可が必要な 18% を下回る 17.2% となるなど、着実に改善が進んでいます。

しかしながら、改善傾向にあるとはいえ、実質公債費比率の全国市区町村平均の 6.9% を大きく上回っており、引き続き行財政改革の取組を進める必要があります。

平成 26 年度から平成 29 年度までの主な取組		4 年間の財政効果見込額 (単位：百万円)	
項目	取組内容	目標	成果
事務事業の見直し	・ 7 事業を廃止、13 事業を縮小	152.9	262.7
補助金・負担金及び扶助費の見直し	・ 44 事業を廃止、72 事業を縮小	671.6	736.6
外郭団体への関与の見直し	・ (株)カリス湖陵、(株)出雲典礼の解散 ・ 多伎町海洋観光開発(株)の完全民営化	0.0	162.0
公共施設の民間譲渡等	・ すさのおの郷「ゆかり館」など 11 施設を民間譲渡、 大社野外劇場など 4 施設を廃止	100.0	239.3
施設の管理運営費の見直し	・ 指定管理施設の使用料改定 ・ 指定管理施設の管理運営費の積算方法等の見直し	360.0	182.0
職員数の適正化と職員人件費の抑制	・ 職員数の削減 ・ 職員給料の定率カットの実施	2,076.0	2,144.3
使用料・手数料の見直し	・ 直営施設の使用料改定 ・ 証明手数料の改定 ・ し尿処理手数料の改定 ・ 第 3 子以降保育料無料化の見直し	870.0	429.1
財源の確保	・ 未利用土地の売却や有償貸付、不要となった公用車の売却 ・ ふるさと納税制度の活用	860.0	2,029.0
起債の抑制	・ 市債の繰上償還の実施（利払いの抑制）	53.0	131.4
合 計		5,143.5	6,316.4
※ 1：実質公債費比率とは、家計に例えると、家庭の 1 年間の収入に対する年間の借金返済額がどれくらいの割合かを表す比率です。		達成率	122.8%

2. 平成30年度の主な取組

これまでの取組により、一定の成果はありましたが、財政健全化は未だ道半ばです。このため、引き続き事務事業の見直しや公共施設のあり方指針に示す施設の統廃合や民間譲渡など、行財政改革の歩みを緩めることなく推進していくこととしています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○ 「出雲市行財政改革第 2 期実施計画」の策定

「出雲市行財政改革第 1 期実施計画」は、平成 30 年度が最終年度となります。
これまでの取組を検証したうえで、平成 31 年度から平成 35 年度までの計画を策定します。

○ 事務事業、補助金・負担金の見直し

「出雲市行財政改革大綱」や「出雲市行財政改革第 1 期実施計画」に基づき、不断の検証を行い、必要な見直しに取り組みます。

○ 公共施設の民間譲渡等

「出雲市公共施設のあり方指針」に基づく個別施設の対応方針について、地元自治協会等に説明を行い、概ね了解が得られた施設から具体的な取組を実施しています。今年度は、多伎いちじく温泉の民間譲渡を予定しており、具体的な取組に至っていない施設についても、引き続き、理解の醸成に努めながら取組を進めます。

未来の子どもたちの住みよい住環境施策に
役立てる、大切な調査です。

住宅・土地 統計調査

— 平成30年10月1日(月) —





あなたの回答が、
日本の未来へ活かされます。

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。
この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。統計調査員が調査世帯へ調査票の記入をお願いに伺った際には、調査票へのご記入、または、インターネットでの回答にご協力をお願いします。

おたずね／総務課統計係 ☎21-6301

小型特殊自動車は軽自動車税が課税されます

農業や建設業などの事業で使用する小型特殊自動車は、普段、道路を走行しない車両でも、軽自動車税が課税されます。下表に該当する車両をお持ちの方(個人・法人)は市に申告をして、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

区 分	農耕作業用	その他のもの
大 き さ	制限なし	長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種 類	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車(コンバイン) 乗用田植機 	ショベルローダ(ミニバックホウ含む) ロードローラ フォークリフト ホイールキャリア 等 
軽自動車税(年税額)	2,400円	5,900円

※「農耕作業用」は、最高速度が35km/h以上の場合、大型特殊自動車となります。

※「その他のもの」は、大きさ(長さ・幅・高さ)、最高速度の要件を一つでも超える場合は、大型特殊自動車となります。

○申告受付場所 市民税課または各支所税務担当課

○申告に必要なもの

- ・軽自動車税申告書(申告受付窓口にあります) ・印鑑
- ・車名(メーカー名)、型式、車台番号(農耕作業用は製造番号)等がわかるもの
- ・販売証明書または譲渡証明書

おたずね／市民税課 ☎21-6703